

令和7年2月4日

事業場ご担当者様

栃木労働局労働基準部監督課長

働き方改革関連法に関する説明会（時間外労働の上限規制等について）  
の開催中止について

平素より、労働行政に対しご理解・ご協力をいただいております。感謝申し上げます。本案内は、令和7年2月開催の「働き方改革関連法に関する説明会(時間外労働の上限規制等について)」への参加のご案内を送付した事業場に対してお送りしております。

今般、標記説明会開催事業を受託していたランゲート株式会社と厚生労働省との契約が急遽解除されました。これを受け、令和7年2月以降に開催を予定していた説明会の開催を全て中止することとなりました。事業場の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけし、大変申し訳ございません。

今後も栃木労働局において、時間外労働の上限規制等に関する説明を行う機会を設けていきたいと考えておりますので、その際は改めてご案内させていただきます。

繰り返しになりますが、この度は、このようなご案内をお送りすることとなり、大変申し訳ございませんでした。

(問い合わせ先)

栃木労働局労働基準部監督課

担当 伊東

電話 028-634-9115